



報道発表資料の配付日時 6月14日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「令和3年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」 及び「令和3年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」 について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 本日、北海道議会第2回定例会において、「北海道水産業・漁村振興条例」及び「北海道森林づくり条例」に基づき、「水産業及び漁村の動向並びに水産業及び漁村の振興に関して令和3年度に講じた施策」及び「森林の状況及び森林づくりに関して令和3年度に講じた施策」についての報告を行いましたので、お知らせします。</p> <p>○ 配付資料</p> <p>(1) 「令和3年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」の概要</p> <p>(2) 冊子「令和3年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」</p> <p>(3) 「令和3年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」の概要</p> <p>(4) 冊子「令和3年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」</p>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)水産記者クラブ、林政記者クラブ
	同時レク	

担当 (連絡先)	水産林務部総務課水産企画係(担当者:千代谷 京) TEL 011-204-5457(係直通)内線28-153 水産林務部総務課林務企画係(担当者:本阿彌 俊治) TEL 011-204-5458(係直通)内線28-154
-------------	---

「令和3年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」の概要

令和4年6月
北海道水産林務部

トピックス この1年の出来事

1 ～特集1～赤潮の発生と漁業被害について

令和3年9月、道東太平洋沿岸域の広範囲で赤潮の発生が確認されて以降、ウニやサケが大量にへい死するなど、本道の漁業生産を支える主要な水産物に甚大な被害が生じた。北海道沿岸でこれほどの大規模な赤潮の発生は過去に例がなく、道では、水中カメラ等による被害調査、試験研究機関と連携した赤潮の監視体制の構築や発生を予測する手法の開発のほか、被害を受けた漁場の回復に取り組む漁業者の活動を支援。また、ふるさと納税の代理受付により集まった約3,500万円を関係市町に交付。

2 ～特集2～新型コロナウイルスが与えた本道水産業への影響とその対策

新型コロナウイルス感染症により、外食産業における需要の減退などの影響が引き続きみられた。漁業者や漁協の資金繰りを支援する経営対策や、若手職員が道産水産物の消費拡大に取り組む道産水産物営業プロジェクトチームを立ち上げ、漁協フェア等を実施。

3 令和3年本道の漁業生産（速報）

生産量は、ホタテガイ、イワシ等の漁獲が伸びたことから、前年比3%増の118万トンで、生産額は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた前年と比べて魚価が回復したことから、同28%増の2,589億円となる見込み。

4 魚類養殖について

魚類養殖の事業化の推進に向け、漁業団体など生産者をはじめ、試験研究機関、流通・加工業者などの有識者等を構成員とした「魚類等養殖事業化推進会議」を設置するとともに、令和3年から3カ年の計画でサクラマスを対象とした養殖実証試験に着手。

5 消費拡大に向けた取組について

国内向けには、（一社）北海道全調理師会や量販店と連携し、マイワシ、ブリ、ニシンを対象とした飲食店でのフェアと量販店でのレシピ配布を実施。

国外向けには、シンガポールでのイワシ料理のフェアやオンライン商談会、中国での水産加工品の嗜好調査や展示会出展により、更なる商流構築を促進。

北海道水産業・漁村の概要

漁業・加工業の生産状況や就業者などのデータを用い、水産業・漁村の概要や道の水産政策を紹介。

第1部 水産業・漁村の動向

第1章 世界と我が国の水産業の動向

I 世界の漁業生産

令和2年の世界の漁業生産量（養殖業含む）は前年比0.4%増の2億1,400万トンで、過去最高。

II 国内の漁業生産

令和2年の我が国の漁業生産量（養殖業含む）は前年比0.9%増の418万トン、漁業生産額は前年比10.3%減の1兆2,103億円。

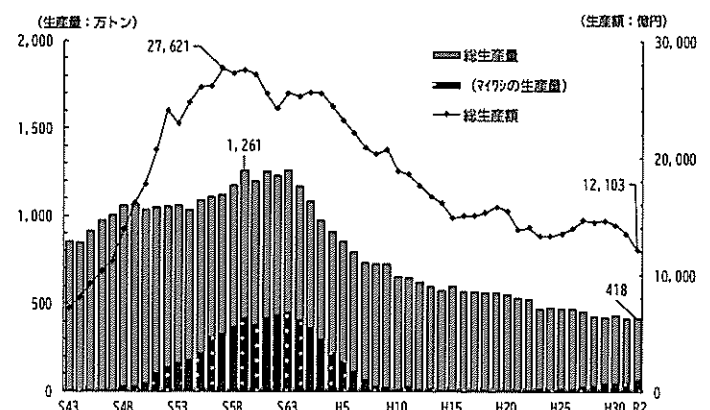
III 水産物の需給

令和2年度の国内消費仕向量は前年比6.2%減の679万トン。我が国の食用魚介類の自給率は前年をやや上回る57%。

IV 水産政策の動向

国では、水産施策の改革に向けて、令和4年3月に水産基本計画を改訂するとともに、国内において違法かつ過剰な採捕が行われる可能性のある魚種について、輸出入品を含めて違法漁獲物の流通を防止するため「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が令和4年12月1日に施行。

【海面漁業・養殖業生産の推移（全国）】



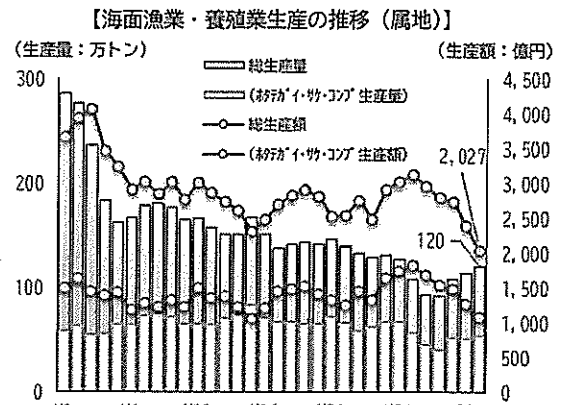
第2章 北海道水産業・漁村の動向

I 水産業の動向

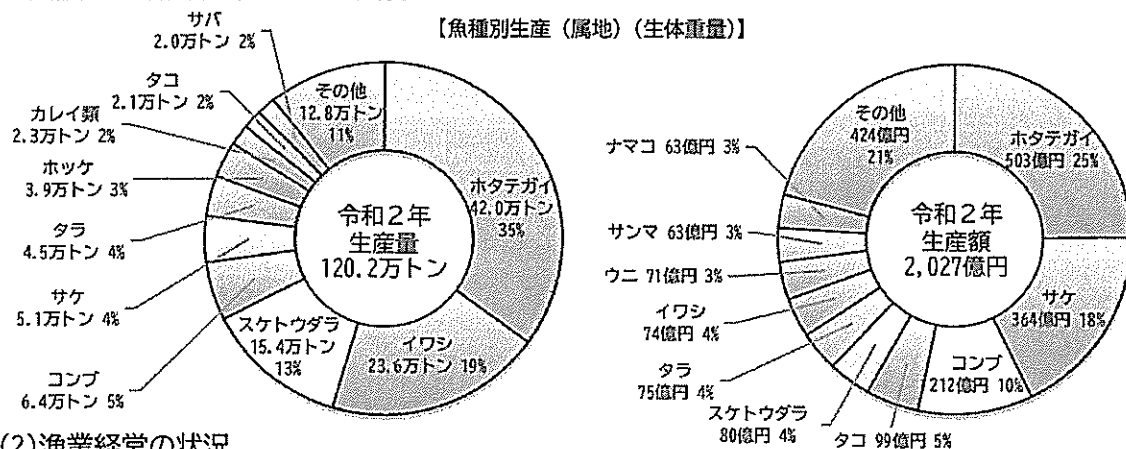
1 漁業の状況

(1) 漁業生産の状況

- 令和2年の本道海面漁業・養殖業の生産量（属地）は、前年比5.6%増の120万2,000トン、生産額は同15.1%減の2,027億円。
- 魚種別では、ホタテガイが生産量で42万トン（全生産量の35%）、生産額で503億円（全生産額の25%）と最多。



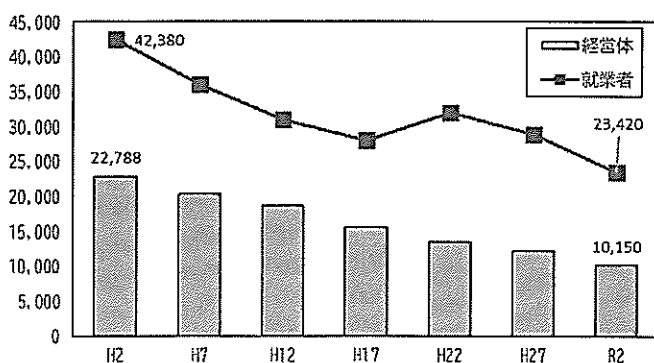
- 各海域の沿海地区漁協組合員1人当たりの生産額は、えりも以西太平洋海域が915万円、えりも以東太平洋海域が1,713万円、日本海海域が947万円、オホーツク海海域が3,085万円であり、海域間で大きな格差。
- 本道周辺海域の主要魚種の資源水準は、スルメイカ、サンマなどが低水準。特定魚種の採捕量の上限を定めるTAC制度や漁業経営安定対策などによる資源管理を実施。
- 令和2年の漁業総生産に占める栽培漁業対象種の割合は、生産量で46%、生産額で59%。今後の水産業の振興に栽培漁業の果たす役割は一層大きくなっていることから、海域の特性に応じた栽培漁業の推進が必要。
- 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上を目指し、魚礁・産卵礁の設置、藻場・干潟の保全などに貢献する増養殖場の造成を実施。



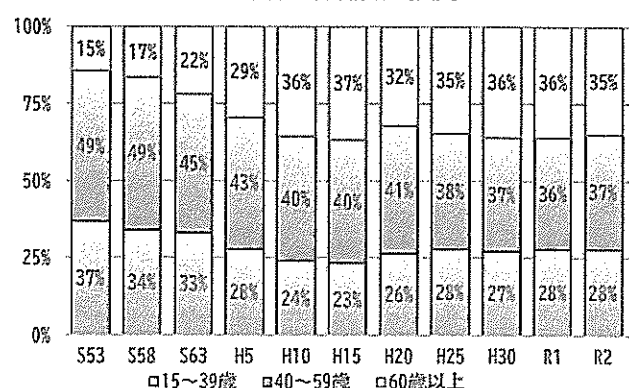
(2) 漁業経営の状況

- 令和2年の本道の漁業経営体数は1万150経営体で、前年に比べて470経営体の減少。
- 令和元年の本道の漁業所得は前年比4.4%増の314万円で、本道の農業所得や勤労者世帯実収入を大きく下回る水準。
- 令和2年の本道の漁業就業者は2万3,420人。年齢構成では、男子就業者の35%が60歳以上であり、高齢者の割合が高い状態が継続。
- 漁業研修所においては、漁業技術研修や漁業就業促進に研修等を行うとともに、北海道漁業就業支援協議会と連携し、受入環境の整備の促進など、漁業就業者の確保に向けた取組を実施。

（経営体数、人） 【漁業経営体の推移】



【男子就業者の年齢構成の推移】



(3)漁業協同組合の状況

- ・ 本道の漁協数は 85 組合で、そのうち沿海地区漁協 70 漁協、組合員数（正准）1 万 5,761 人。令和 2 年度の事業損益が赤字の沿海地区漁協は、全体の 46%にあたる 32 漁協となっており、経営改善に向けた組織・事業体制の見直しなどが必要。

2 水産加工業の状況

(1)加工生産の状況

- ・ 令和元年の本道の水産加工品の生産量は 55 万トン、うち冷凍水産物が 30 万 1,000 トンで全生産量の 55%。

(2)加工業経営の状況

- ・ 令和元年の本道の水産食料品事業所数は 754 事業所、前年から 38 事業所減。

3 水産物の消費流通の動向

(1)流通の動向

- ・ 水産物は未加工の状態では鮮度の低下が速いことから、本道の漁業生産の 6 割が加工食品向けとなっており、道産水産物の多くが加工食品などの形で消費者のもとに届く。

(2)消費の動向

- ・ 令和 2 年の食用魚介類の国内消費の仕向け量は 526 万トン。
- ・ 令和 2 年度の本道における 1 世帯当たりの年間の魚介類支出金額は 8 万 7,000 円。

4 食の安全・安心や消費拡大に向けた取組

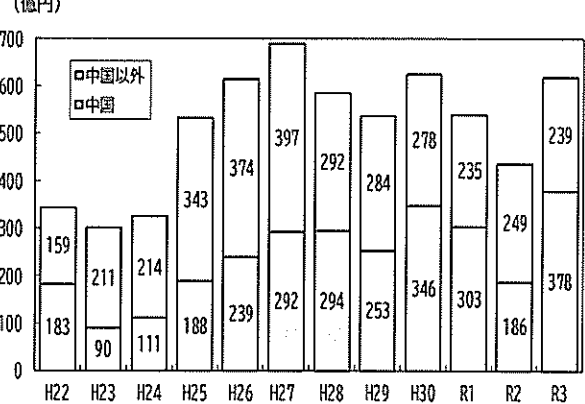
(安心・安全に向けた取組)

- ・ 道産水産物の鮮度保持に必要な技術等の普及や、ホタテガイ等の貝毒検査、海中の貝毒プランクトンの発生状況のモニタリングを実施。

(消費拡大に向けた取組、道産水産物の輸出の取組)

- ・ 魚食普及、販促活動及び輸出促進の取組を実施。
- ・ 令和 3 年の道内港からの「水産物・水産加工品」の輸出額は、新型コロナウイルスの影響が回復し、617 億円に増加。

【道内港からの水産物・水産加工品輸出額の推移】



II 漁村の動向

1 漁村の現状

(1)漁村の現状

- ・ 令和 2 年度の漁港背後集落人口は 17 万 5,000 人で、平成 22 年度に比べて 18%減少。また、65 歳以上の占める割合は 41%と増加し、過疎化や高齢者の多い状態が継続。

(2)漁村の基盤整備

- ・ 快適な就労・生活環境や防災、衛生管理など多様化するニーズに対応した総合的な漁港・漁村の整備を実施。

【屋根付き岸壁を整備した漁港（常呂漁港）】



2 漁村の活性化に向けた取組

(1)海洋レクリエーションの動向

- ・ 海洋レクリエーションの需要が増大し、漁船とプレジャーボート等が協調した漁港や漁場の利用が求められている中、令和 3 年度は全道 243 漁港のうち 95 港（113 地区）でプレジャーボート等の利用が可能。
- ・ 主に漁業者等で構成される水難救難所は、海難事故の救助や災害時の出動など幅広い活動を実施しており、救助活動や事故防止に向けた普及活動などに支援。

(2)地域活動の展開

- ・ 青年・女性漁業者等が、魚食普及や植樹、地域のイベントでの特産品の販売などの地域活動を展

開。漁業者の情報交換や技術向上を目的とした交流等の取組を支援。

Ⅲ 道民理解の促進

水産業・漁村が担う多様な役割について、道民の理解を深めるため、漁業者や道職員等による「出前授業」や「体験学習」等の取組を実施。

【出前授業の様子】



Ⅳ 試験研究等の取組

1 試験研究の取組

(1) 試験研究の体制

- ・ 「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」の道内7つの水産試験場が、大学や国立研究所等関係機関と連携を図りながら試験研究や技術支援を実施。

(2) 試験研究の取組

- ・ 水産試験場において、「地域を支える漁業の振興」や「新たな資源の有効活用と高度利用の推進」、「自然との共生を目指した水産業の振興」に関する試験研究を推進。

2 技術普及の取組

道内24ヶ所の水産技術普及指導所・支所において、増養殖・資源管理、加工に関する知識・技術の普及、経営改善指導、後継者の育成など総合的な普及活動を実施。

第2部 令和3年度に講じた施策

第1章 施策推進の基本方向と重点施策

平成30年3月に策定した「北海道水産業・漁村振興推進計画（第4期）」に基づき、施策推進の基本的な5つの方針「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化」「漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保」「安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大」等に沿って取組を推進。

令和3年度は、主要魚種の生産低迷と、新型コロナウイルスの感染拡大による水産物の需要の減退や価格の低下などに対応するため「北海道水産業の緊急対策」に基づき対策を推進。「漁業生産の早期回復」、「道産水産物の消費拡大」の項目に加え、新型コロナウイルス対策を重点的に実施。

第2章 水産業・漁村の振興に関して講じた施策

1 栽培漁業の推進

- ・ マツカワやニシンの種苗放流への支援や、「第8次栽培基本計画（令和4～8年度）」の策定等に関する意見交換を実施。
- ・ 漁業生産が低迷している日本海地域の生産向上を図るため、漁場環境の変動に対応したホタテガイやトラウトサーモン等の養殖体制の構築を推進。

2 安定的な水産業経営の育成

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が圧迫される漁業者の資金繰りを支援するため、漁業振興資金の貸付を実質無利子としたほか、コロナ禍の影響で償還が困難な漁業者等に対して漁業近代化資金の貸付金利を軽減する災害指定を実施したほか、赤潮等の影響で償還が困難な漁業者等に対して、漁業近代化資金の償還期限を延長する償還猶予措置を実施。

3 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

- ・ 将来のインバウンド需要回復やポストコロナの需要変化に対応できる生産供給体制を構築するため、コロナ禍の影響で在庫滞留及び価格停滞している道産水産物を用いた新しい加工製品の開発や、家庭での消費拡大を図るため、道産水産物を用いたレシピの作成に対して支援。

4 水産物の競争力の強化

- ・ コロナ禍の影響を受けた道産水産物について、生産者団体が実施したインターネットでの料理レシピ動画の配信や雑誌企画と連動したフェアの実施といった道産水産物のPR活動に対して支援。

「令和3年度 森林づくりの動向等に関する年次報告」の概要

令和4年6月
北海道水産林務部

トピックス

I 北海道森林づくり基本計画・道有林基本計画の見直しについて

- ・ 公益的機能の発揮に配慮した森林づくりや長期的な視点での森林資源の管理・育成、さらには、森林の若返りと木材利用の一体的な推進や人材の確保などに取り組むため、「北海道森林づくり基本計画」を見直し。計画では、低コストな植林など「活力ある森林づくり」の推進や、北森カレッジにおける実践的な教育による「森林づくりを担う人材の確保」、「HOKKAIDO WOODブランドの浸透」などによる道産木材の需要拡大、木育マイスターや企業などによる「木育活動の推進」などを「重点的な取組」に位置付け。
- ・ 道有林の果たすべき役割として、先導的な森林づくりを実践することとし、ICTを活用した資源量把握の新たな手法の確立や、積極的な伐採・再造林、人工林の針広混交林化など北海道らしい森林づくりを推進するため、「道有林基本計画」を見直し。

II ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林吸収源対策の推進

- ・ 人工林の高齢化により森林吸収量の大幅な減少が見込まれるため、積極的な森林の若返りを図るほか、道産木材の利用促進などにより、ゼロカーボン北海道の実現に積極的に貢献できるよう「北海道森林吸収源対策推進計画」を見直し、令和12年度の吸収量目標を大幅に引き上げ480万t-CO₂から850万t-CO₂に設定。

III 第44回全国育樹祭の開催について

- ・ 令和3年10月9日・10日、本道で34年ぶり2回目となる全国育樹祭を開催。秋篠宮皇嗣同妃両殿下に宮邸からオンラインで御臨席いただき、お手入れ行事・式典行事などを通じて、森林を守り育てていくことの意義を共有するとともに、本道発祥の木育の意義を道内外に広く発信。

第1部 森林づくりの動向

第1章 世界と我が国の森林の動向

I 森林づくりをめぐる国際情勢

- ・ 令和2年(2020年)の世界の森林面積は約40億ha。森林の減少面積は1990-2000年は7,800万haであったが、2010-2020年は4,700万ha。

II 全国の森林づくりの動き

- ・ 全国の森林面積は2,505万haで、国土面積に占める割合は66%。
- ・ 令和2年の木材需要量は、7,444万m³と前年より747万m³減少。国産材自給率は41.8%に上昇。
- ・ 令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で木材需要が減少したが、令和3年3月頃から続く、輸入材価格の高騰や輸入量の減少などいわゆる「ウッドショック」の影響により、全国的に木材不足の状況が発生。

第2章 北海道の森林づくりの動向

I 森林・林業・木材産業の状況

1 森林の状況

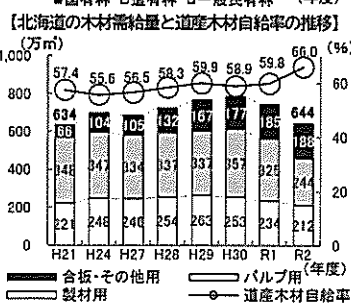
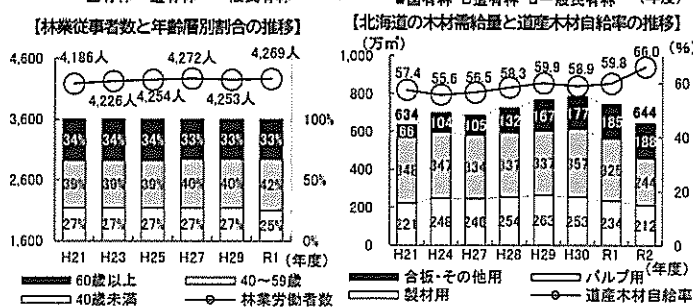
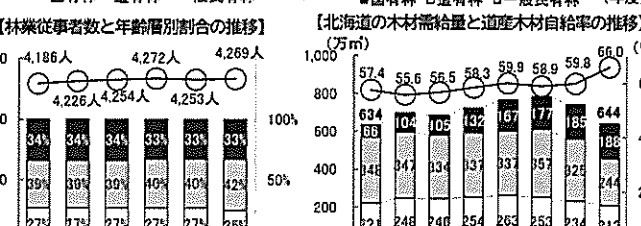
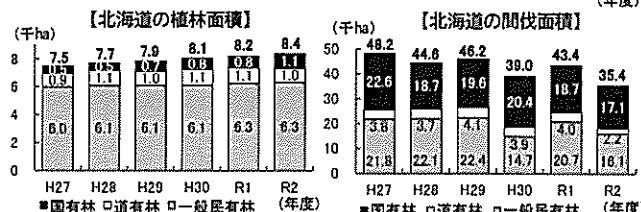
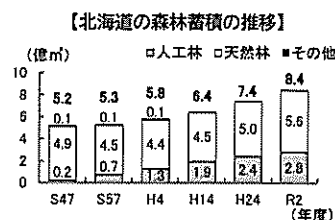
- ・ 本道の森林面積は554万haで、全国に占める割合は22%。
- ・ 森林蓄積は8.4億m³で、全国に占める割合は16%。
- ・ 植林面積は、利用期を迎えた人工林の伐採後の植林が進んでいることから緩やかな増加傾向にあり、令和2年度は約8.4千ha。
- ・ 間伐面積は、令和2年度は約3.5万ha。

2 林業の状況

- ・ 林業従事者数は、平成25年度以降おおむね横ばいで推移しており、令和元年度は4,269人。

3 木材産業の動向

- ・ 令和2年度の木材需要量は、644万m³と前年比86.5%。道産木材自給率は、前年から6.2ポイント上昇し、66.0%。



※平成26年度から「合板・その他用」には燃料等として利用された林地未利用材を計上。

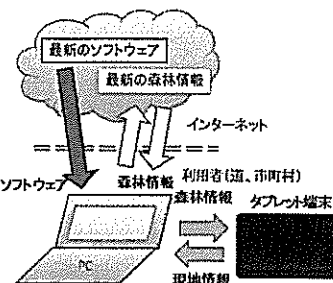
II 北海道の森林づくりに関する取組

1 森林資源の循環利用の推進

1-1 森林の整備の推進及び保全の確保

○ 適切な森林管理体制の構築

- ・ 留萌、釧路根室の2森林計画区で地域森林計画を樹立するとともに、市町村森林整備計画の執行管理や森林経営計画の作成に対し支援。
- ・ インターネット上で森林情報を共有する森林総合クラウドシステムにおいて、市町村や森林組合が現地で効率的に森林情報を管理するため、電子野帳や距離測量機能等を搭載した現地調査アプリを導入。



○ 資源の充実にに向けた計画的な森林の整備

- ・ 公共事業等を活用し、計画的な伐採や再造林、間伐などの保育、効率的な施業の基盤となる路網整備を推進。
- ・ 一般民有林を対象とする「豊かな森づくり推進事業」を創設し、伐採後の植林に対して支援。
- ・ 造林用苗木の安定的な供給に向け、道有採種園の整備のほか、民間事業者が整備したクリーンラーチ採種園に対し、試験研究機関と連携して技術指導を実施。
- ・ コンテナ苗を安定的かつ効率的に生産するため、ビニールハウスなどの生産施設整備に支援。
- ・ 平成30年北海道胆振東部地震により被災した林地や治山施設は、緊急性の高い箇所から優先的に復旧を実施。令和4年3月には、計画的に森林の造成等を進めるため、崩壊地の箇所ごとの具体的な森林復旧の手法などを明らかにした「胆振東部地震森林再生実施計画」を策定。

○ 多様で健全な森林の育成・保全

- ・ 水資源の保全に資する森林の整備・保全のため、針広混交林・複層林に誘導・造成する「水源地域整備事業」を実施（5地区）。
- ・ 森林吸収源対策の推進に向けた市町村主体の取組を支援するため、道内で先駆的に森林環境譲与税の活用を図っている市町村の取組事例集を作成。
- ・ 公益性を高める森林の育成・保全のため、水土保持機能が低下した保安林において「保安林整備事業」を実施（26地区）。

○ 事前防災・減災に向けた治山対策の推進

- ・ 豪雨や地震により山地災害が発生した箇所の早期復旧に努めるとともに、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止を図る「山地治山事業」を実施。
- ・ 近年の異常豪雨の頻発による流木災害への対応として、流木補足式治山ダムの設置や溪流内の危険木除去等の対策の推進を目的に「土石流・流木対策指針の解説」を作成。



流木補足式治山ダム

1-2 林業の健全な発展

○ 森林施業の低コスト化及び生産性の向上

- ・ 森林施業の低コスト化や生産性・安全性の向上などを加速させるため、令和3年3月に「北海道スマート林業推進方針」策定。
- ・ ICTハーベスタ等の現地実演会や、自走式下草刈り機械の作業効率の検証など、木材の生産・流通や造林分野における作業効率の向上を図る取組を推進。



ICTハーベスタの実演

○ 林業事業者の育成

- ・ 「北海道林業事業者登録制度」の登録事業者などを対象とし、労働災害防止に向けた研修会や経営力向上のためのセミナーを開催。

○ 人材の育成・確保

- ・ 地域の森林づくりを担う林業従事者を育成するため、林業の基礎知識や機械操作の技術・技能を習得する研修の開催、資格取得への助成などを実施。また、北森カレッジにおいて、林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業の中核となる人材の育成を進め、令和4年3月には第1期生が卒業し、全道各地の林業・木材産業の現場での活躍が期待。
- ・ 新規就業者を確保するため、インターンシップなどの就業体験のほか、林業の魅力を紹介する動画の配信、SNS等による魅力発信、オンラインセミナーの開催など、非対面型の手法も取り入れた取組を実施。



公開動画から(厚真町での交流)

1-3 木材産業等の健全な発展

○ 輸入材の価格高騰と輸入量の減少による林業・木材産業への影響

- ・ 「ウッドショック」の影響で急激に高まった道産建築材需要に伴う道内製材工場の原木不足に対応するため、林業・木材産業関係団体や国・道で構成する連絡会議において、林業・木材産業の情勢の共有・分析、対策の検討を実施。
- ・ 道有林において、立木販売時期の前倒しや素材生産業者への早期伐採・搬出の働きかけを実施するなど、森林管理局と連携しながら木材需要の急増に対応。

○ 地域材の利用の促進

- ・ 公共建築物の木造化・木質化に向けた市町村等への技術支援や、民間建築物での道産建築材の利用促進を図る道産建築材利用支援事業の実施、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度などにより、建築物の木造・木質化を推進（登録施設は17件）。
- ・ 道産CLTの利用拡大に向けた木造建築プランを作成したほか、設計者・施工者に向けた研修を開催（道内のCLT利用建築物は累計40件）。
- ・ 道産木材・木製品の販路拡大を図るため、建材専門大手検索サイト内に「HOKKAIDO WOOD」特設ページを設置し、道産木材製品の取扱企業をPRしたほか、台湾の建材展でのプロモーション活動などを実施。



○ 木材産業の競争力の強化

- ・ 付加価値が高く、品質の優れた製品の供給体制の構築に向け、プレカット工場などの整備を支援。
- ・ 間伐を実施する林業事業者等と木材加工業者との協定の締結による原木の安定供給を推進。

2 木育の推進

2-1 道民の理解の促進

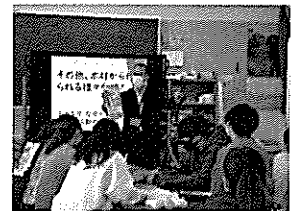
- ・ 木育活動に関するアドバイザーやコーディネーターの役割を担う「木育マイスター」の育成研修を開催し、15名を認定（認定数：累計299名）。また、既認定者に対して、フォローアップ研修を実施。
- ・ 企業と連携した「木育プロジェクト」として、三井不動産グループが実施するSDGs目標達成への取組とタイアップし、箸づくりワークショップや森のフィールドワークなど多様なイベントを開催。



三井アウトレットパーク
札幌北広島会場

2-2 青少年の学習の機会の確保

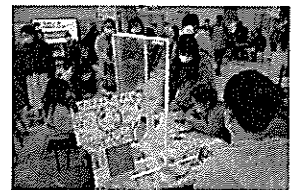
- ・ 道民の森において、森林を通じて自然の恵みやすばらしさを学ぶ環境教育プログラムを小中学校18校、延べ2,253名の児童生徒に対して提供。
- ・ 道内の大学等と連携し、学校のカリキュラムを活用した木育講座や学生を対象とした普及啓発イベント等の取組を実施。



大学生への木育講座

2-3 道民の自発的な活動の促進

- ・ 木育活動をまとめた「木育事例集」や様々な情報をSNS等で広く発信し、道民の自発的な参画を促進。水源涵(かん)養機能の回復・維持等を目的とした道民の参加・協力による「水源の森づくり」活動を推進し、これまで17の企業・団体が植樹・育樹活動を実施。
- ・ 道民へ木育や森林づくりをPRするため、森林ボランティア団体や企業などが参加する「道民森づくりの集い」を開催（参加者数：702名）。
- ・ 道民の森林づくりへの自発的な参加を促進するため、漁協女性部が取り組む「お魚殖やす植樹運動」を支援（全道6か所、参加者数：182名）。



道民森づくりの集い

3 山村地域における就業機会の確保等

- ・ 新規参入者を通年雇用する事業主に対して奨励金を支給し、林業への定着を促進。
- ・ 特用林産物等の地域資源を活用した山村振興の取組を促進。

4 森林づくりに関する技術の向上

- ・ (地独)北海道立総合研究機構森林研究本部(以下「森林研究本部という。)」と情報交換や調査協力などで緊密に連携し、地域のニーズに応じた試験研究を促進。
- ・ 森林研究本部との「森づくり研究成果発表会」の共催や、地域関係者等と連携した研修など、道民や市町村、森林組合等の林業事業者の職員に対する技術や知識の普及指導を展開。

5 道民の意見の把握等

- ・ 地域住民が企画・計画段階から参画する道民参加の森林づくり関連事業など、森林づくり活動に道民意見を反映させる取組を展開。

6 道有林野の管理運営

- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、人工林の主伐・再造林を積極的に進め、健全な森林を育成。
- ・ 生物多様性の保全のため、希少野生動植物の生息状況等のモニタリングや、エゾシカ捕獲による森林被害対策を実施。
- ・ 地域と連携した森林づくりを促進するため、共同施業の推進や森林施業の低コスト化の検討に取り組んだほか、インターネットで買受希望者を募るオープンカウンター方式や道産木材の安定供給体制の構築等に資する協定販売等により、計画的かつ安定的に道有林材を供給。



下草刈り機械等の現地実演会

III 連携地域別の森林づくり

北海道総合計画の6つの連携地域別に、(総合)振興局が自ら取り組む事業(地域政策推進事業など)により地域の特性に応じた森林づくりを推進。

また、全道各地域では、林業の担い手を確保するため、林業事業体や教育機関、行政機関等を構成員とする地域林業担い手確保推進協議会において、課題の共有をはじめ、森林・林業の魅力の発信や通年雇用化、就業環境の改善などを促進する取組、北森カレッジの地域実習の受け入れなどを実施。

(道央広域連携地域：空知・後志・胆振・石狩・日高)

- ・ 地域材利用施設の見学会等による利用推進の取組、胆振東部地震で被災した森林の復旧に向けた取組、急傾斜地における伐採・造林一貫作業システムの検討、高校・大学と連携した木育の取組など。

(道南連携地域：渡島・檜山)

- ・ 地元での道南スギの消費拡大に向けたPRや小中高生や園児を対象とした木育活動、住民との協働による森づくりを通じた豊かな海づくり等を目指す「檜山地域日本海グリーンベルト構想」の推進など。

(道北連携地域：上川・宗谷・留萌)

- ・ 地域が一体となった森林認証材の利用促進、間伐材端材を利用した割り箸の配付による間伐の必要性等のPR、ゼロカーボン北海道の視点を取り入れたパネル展や展覧会の開催など。

(オホーツク連携地域：オホーツク)

- ・ 市町村職員を対象とした適切な森林資源管理に必要な技術・知識を習得する研修会の実施、森林認証材製品等の地域産材のPR、全国育樹祭圏域イベントをはじめとした木育の取組など。

(十勝連携地域：十勝)

- ・ 「ゼロカーボン行動十勝宣言」の一環としてのWebセミナーやパネル展の開催、森林認証制度の普及や認証材利用促進に関する勉強会、子育て支援や学校教育など多様な分野との連携による木育の取組など。

(釧路・根室連携地域：釧路・根室)

- ・ 総合体育館や育成牛舎の木造構造見学会など地域材の利用拡大に向けた取組、別海町グリーンツーリズムネットワークと連携した森林学習など地域の特色ある木育活動など。

IV 多様な主体との連携による森林づくりの推進

- ・ 民有林と国有林が一体となった森林づくりを推進するため、道と北海道森林管理局による「林政連絡会議」や地域の課題解決のための各種現地検討会の開催などの取組を実施。

第2部 令和3年度に講じた施策

第1章 森林づくり施策の基本方向

北海道森林づくり基本計画に基づき、「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を柱とした取組を一層推進するため、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に展開。

第2章 令和3年度森林づくりに講じた施策

I 令和3年度の主な施策について

北海道森林づくり条例に定める基本理念の実現に向け、北海道森林づくり基本計画の施策推進の基本的な方向に沿って、森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、次の施策を重点的に展開。

(森林資源の循環利用の推進)

- ・ 着実な再造林
- ・ 原木の安定的な供給体制の構築
- ・ 林業事業体の育成と担い手の育成・確保
- ・ 地域材の利用の促進
- ・ 自然災害に強い森林づくりの推進

(木育の推進)

- ・ 木育マイスター等と連携した木育活動
- ・ 子育て世代とその子どもに対する木育活動
- ・ 第44回全国育樹祭の開催を契機とした木育のさらなる普及